

## ● その他

# 運賃・料金に関する規制の概要

## 総括原価方式の下での上限価格制

- 運賃と新幹線特急料金の上限の設定・変更には、国土交通大臣の認可が必要
- 上限の範囲内での運賃・新幹線特急料金の設定・変更と、在来線特急料金等の設定・変更は、国土交通大臣への事前の届出だけで可能
- 鉄道事業者が運賃の上限の設定・変更の申請をした場合、国土交通大臣は、当該運賃が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの(総括原価)を超えないかどうかを審査し、認可する

- 総括原価の具体的な算定は、以下による

## 総括原価＝営業費等＋事業報酬

営業費等＝ヤードスティック方式で算出される適正コスト＋諸税・減価償却費等

事業報酬＝事業報酬対象資産×事業報酬率

- \* 事業報酬対象資産＝鉄道事業固定資産＋建設仮勘定＋繰延資産＋運転資本
- \* 事業報酬率＝自己資本比率(30%)×自己資本報酬率＋他人資本比率(70%)×他人資本報酬率
- \* 自己資本報酬率は、公社債応募者利回り、全産業平均自己資本利益率および配当所要率の平均
- \* 他人資本報酬率は、借入金等の実績平均レート

